

09年12月28日

厚生労働大臣
長妻 昭 殿

社団法人 全国腎臓病協議会
170-0002 東京都豊島区巢鴨1-20-9
巢鴨ファーストビル3F
TEL : 03 (5395) 2631/FAX : 03 (5395) 2831

**2010年度政府予算案における障害者施策利用料軽減について
自立支援医療までの拡大を求める緊急声明**

拝啓 日頃より腎臓病患者の医療・福祉についてご尽力、ご協力いただき心より感謝申し上げます。

さて、12月25日に発表された2010年度政府予算案について、下記のとおり当会の見解を表明させていただきます。よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

敬具

記

2010年度の政府予算案において、障害者自立支援法の利用料軽減策の対象から自立支援医療が外されたことについて、私たちは大きな憤りを禁じえません。

1972（昭和47）年に自立支援医療の前身である更生・育成医療が、腎機能障害者に適用されて以来、透析及び移植医療は、貧富や年齢、性別に関係なく誰もがいつでもどこでも安心して受けられる公費負担医療制度として発展しました。今、私たちが職場や家庭など社会にもどりそれぞれの役割を果たすことができるのは、当制度があったからです。

しかし、2006年の障害者自立支援法施行により、自立支援医療にも応益（定率）負担が導入され、私たちの療養環境は一変しました。特に、住民税非課税世帯の低所得者にいたっては、自立支援医療の負担額が一举に（負担なしから5000円へ）増加し、月々の生活に困窮するようになりました。

週3回の血液透析では、医療費負担だけでなく、食事代や通院交通費、介護が必要な場合は付添い介護サービスの利用負担の出費等が常に伴い、それが生涯続きます。私たち医療が常時必要な障害者は、働きたくとも働けずほんのわずかな障害年金だけで生活している者、また無年金で家族に頼らざるを得ない者、治療のために非正規職員として働かざるをえない者が多いのが実態です。腎機能障害者にとって、当制度が保障してきた透析治療や移植者の服用管理は、生活が困窮しているからといってその治療を控えたり中止することができません。

2008年、当時の政府は多くの障害者の声を受けて、低所得者の利用料軽減策を講じましたが、自立支援医療はその対象から除外されました。政権が変わり、私たち障害者の公費負担医療制度は改善されていくものと期待していましたが、今回の政府の決断はそれを裏切る内容であり残念でなりません。

貧富や年齢等によって障害者の治療が左右されることがないように、低所得者の利用料軽減（無償）範囲は自立支援医療まで含めることを強く要望します。

2009年12月28日
社団法人 全国腎臓病協議会
会長 宮本 高宏